

戦前期蘭印における真珠貝採取船拿捕事件 （1936年）について

福田 忠弘

はじめに

本論文では、1936（昭和11）年にオランダ領東インド（以下、蘭印と略す）の海域で5件立て続けに発生した、日本人真珠貝採取船の拿捕事件について取り上げる。なぜ、この年の拿捕事件をとりあげる必要があるのか。その主な理由は、以下の3点である。

第一に、拿捕事件が発生した年に注目しているからである。蘭印の海域での水産資源の豊富さが日本人水産業者に伝わる主なきっかけになったのは、1927（昭和2）年6月から11月までに行われた、原耕の第一次南洋漁場開拓事業からである¹。原の事業に参加した中田佐太郎は、スラウェシ島のケマに日蘭漁業株式会社を設立し、原はアンボンに一大漁業基地を建設する計画を立てた。シンガポールに拠点を置く日本人漁船などが、蘭印の海域で密漁を行い、拿捕される事件が1930年代になってくると増加してくる。そうした取り締まりの中には、邦人漁船に対して爆弾を投下する事件なども起きてくるようになった。そして決定的な事件が起きたのは、1937（昭和12）年のことである。この年に2件の邦人漁船への銃撃事件が発生し、初めて日本人漁業者に死傷者を出す事件がおきた。第7徳栄丸事件と泰進丸事件である。第7徳栄丸事件と泰進丸事件は、日本とオランダ本国との外交交渉にまで発展した事件であった。こうした死傷者がでる前年の蘭印政庁の取り締まりがどのようなものだったのかを明らかにすることは、第7徳栄丸事件と泰進丸事件を考えるうえで非常に重要なことである²。

第二に、1936年に拿捕された船の多くが真珠貝採取船だったからである。これまで邦人の拿捕事件については、その多くがシンガポールなどに拠点を置いて、大都市に鮮魚を供給している日本人水産業者がほとんどであった。上述した第7徳栄丸と泰進丸もシンガポールに拠点を置いている鮮魚供給型の事業者である³。本論文でとりあげる1936年の邦人拿捕事件は、蘭印のアル諸島ドボ（Dobo）に拠点を置いている真珠貝採取船など複数が拿捕され、それらの漁船が数珠つなぎのようにして曳航されている。蘭印政庁が、アル諸島近海の日本人真珠貝採取船についてどのような見解をもっていたのかを明らかにすることが可能である。

第三に、蘭印における邦人真珠貝採取事業がどのようなものだったのかを明らかにするためである。戦前期、真珠貝や高瀬貝を採取しに日本人水産業者は南洋へ進出していく。戦前期のオーストラリア近海での真珠貝および高瀬貝採取については比較的研究が行われ

1 原耕の事業については、拙著『海耕記—原耕が鯉群に翔けた夢』（筑波書房、2018年）、拙稿「活き餌確保からみた原耕の第一次南洋漁業開拓事業」『研究年報』第47号、2015年などを参考のこと。

2 蘭印の海域ではじめて日本人漁業者に死傷者を出した2件の邦船銃撃事件（第7徳栄丸事件および泰進丸事件）については、拙稿「戦前期蘭印における邦船銃撃事件について～第7徳栄丸及び泰進丸事件～」『研究年報』第52号、2020年を参照のこと。

3 片岡千賀之『南洋の日本人漁業』（同文館、1991年）、11ページでは、南洋漁業を「鮮魚供給型漁業」と「輸出品型漁業」に類型化しているが、この類型化は極めて重要なものである。

ているが、蘭印における邦人の真珠貝採取事業については、あまり知られていない⁴。本論文で取り上げるような拿捕事件が発生すると、その解決のために現地の領事館勤務の外交官が蘭印政庁との交渉をはじめることになる。そうした交渉にあたるに際し、外交官らは多くの資料を収集したり、真珠貝採取業者から斯業の状況などについての報告を受けたり、陳情を受けたりする。こうした資料から、当時の邦人真珠貝採取業がどのような規模で事業を行っていたのかも明らかにすることが可能になるのである。

1 ドボにおける邦人真珠貝採取業

蘭印のアル諸島ドボにおける日本人真珠貝採取業は、どのような発展を遂げたのか。1942年にフィリピン、ボルネオ、蘭印の水産業について、『南方水産業』という書籍をまとめた渡辺東雄は、蘭印のアル諸島ドボの日本人水産漁業者の沿革を次のようにまとめている。

當地に邦人漁業者の渡つた其の初期は、確實なる資料を缺くを以て不詳なるも、明治二十六年西濠州ブルーム地方より五—六隻の小舟を以て約十名來航したことは確實である。此の中四名は風土病で當地に客死した。翌二十七年の頃、濠州北部木曜島より又も六—七名渡航し來たのである。此の頃伊豫の生れでアンボン島に在住してゐた木下己之助も亦新造のボート二隻を以て當地へ來り採貝を始めてゐる。爾來顯著な起伏を見なかつたが、明治三十七年永野角十がボート一隻を新造し四名の従業員を備ひ採貝（當時採貝邦人二四名）に従事したが翌年之を中止して居る。然るに明治三十八年三月には劃期的の移住あり、即ち木曜島に設立された Celebes Trading Co., Ltd. のダイバーボート一六〇隻が、親船であるところのスクーター型帆船六隻に率いられ來航したのである。此の會社には邦人約五百名が備はれて居り、數年間着實に事業を遂行して居たが、不幸にして大正二年頃經營を緊縮せざるべからざる結果となつたのである。更に第一次世界大戦のため事業を中止せざるべからざる運営に立至つて居る。依て邦人従業員中約二百名はスクーター一隻と共に西濠州ブルーム地方へ、更に二百名も亦同様スクーター二隻と共に木曜島へ引返し、約百名は尙滞留してゐたが、大正五年の頃同會社が再興の場合に再び雇傭せられたのである。併しながら、最早斯業は昔日の面影なく衰微せんとしてゐた處、昭和七年六月に浦中久吉はダイバーボート一隻を新造し四名を乗組ましめ出漁することとなり、更に同年十二月内地より丹下福太郎が生長丸一隻に約十三名を伴い來航して操業、漸次斯業の勃興氣運を醸成せしめたのである。而して逐年ダイバーボートは貝値段の上下に拘らず漸増し、昭和十三—四年には百七十隻を突破するに至つたが、貝値段一時は噸當り千二百圓を越えたるも、其の後六百圓に下落するに及び、當業者は自ら休漁・轉業を餘儀なくされた。加ふるに和蘭官憲は當港の開港場たるを閉塞して其の排他性を増強したので、愈々邦人は此の

4 戦前期の南洋漁業について最も詳しく研究したものは、上述した片岡千賀之の『南洋の日本人漁業』である。同書でも真珠貝採取業の節が立てられているが、主にオーストラリア近海のこと言及されている。蘭印、フィリピン、ビルマ（現在のミャンマー）などの真珠貝採取業にも触れているが、その分量は少ない。また、本論文が取り上げるアル諸島のドボでの真珠貝漁業について言及しているものとして、内海愛子「真珠ダイバーの夢の跡—アル諸島ドボの日本人街」村井吉敬、内海愛子、飯笹佐代子編著『海境を越える人びと—真珠とナマコとアラフラ海』（コモンズ、2016年）がある。

地を根據とすることが出来ず、昭和十四年頃から邦土パラオを根據とし、従來の漁場へ南下する不利を忍ばねばならぬこと、なつた。（後略）⁵

渡辺の記述を見ると、1893（明治26）年頃に西オーストラリアから日本人約10名がドボに渡ってきたことが分かる。日本人が大挙してドボに訪れるのは、1905（明治38）年3月のことである。オーストラリアの木曜島に設立されたセレベストレーディングカンパニーが母船であるスクナー型帆船6隻を派遣し、この母船に率えられるダイバーボート160隻もドボに来訪したのである。この会社に日本人が約500名備わっていたというから、かなりの数の日本人がドボに居住していたことになる。1905年以降、事業は順調に進んでいたが、1913（大正2）年には経営を縮小させ、1914（大正3）年の第一次世界大戦の勃発のために事業を中止している。ドボに滞在していた従業員中の約200名は西オーストラリアのブルーム地方へ移り、別の約200名は木曜島に引き返した。その後も約100名がドボに滞在し続けた。このドボに残った約100名が何をしていたのかは定かではないが、セレベストレーディング会社が1916（大正5）年に事業を再開した時に再雇用されている。ただ事業はかつてのような盛り上がりはなかったようである。その後、浦中久吉と丹下福太郎という日本人が、ドボに来ている。本論文で取り上げる拿捕事件で拿捕された船の船主の一人が、この丹下福太郎である。丹下は、1932（昭和7）年12月から事業を始めていたことが確認できる⁶。この両者がドボに来航したことにより再び事業が盛り上がりを見せ、1938（昭和13）年から1939（昭和14）年頃には、日本のダイバーボートが170隻を越えた。しかしこの頃から真珠貝の値が半値にまで下落すると同時に、蘭印政庁が外国人の真珠貝採取を認めないために、1939年からは日本人真珠貝採取業者は根拠地をパラオに移し、パラオからドボ近海まで航海して真珠貝を採取していたことが記録されている。

本論文で取り上げる時期は1936年である。この時期は丹下福太郎がドボにきてから4年が経過し、日本人真珠貝採取ボートが増加の一途を辿っている時期である。この2年後の1938年には日本人真珠貝採取ボートが最大の170隻に達しているのも、日本人による真珠貝採取が盛んに行われている時期であった。さらに1936年1月30日には、「南洋真珠貝採取船々主協会設立趣意書」が出されて、南洋真珠貝採取船々主協会が設立された。この協会の本部はパラオのコロールに置かれ、東京の支部は内幸町の富士水産商会内に、大阪支部は東田中町の丹下商会内に、そして海外支部はドボにも置かれている。この協会のおもな狙いは、増加する邦船真珠貝採取船の数量規制であり、真珠貝採取船漁業許可証発行等

5 渡辺東雄『南方水産業』（中興館、1942年）252～254ページ。渡辺は戦前期南洋水産についての第一人者の1人で、この他にも「南洋に於ける水産業調査書」（拓務省、1931年）、「蘭領東印度水産業調査書」（南洋庁、1935年）、「マーシャル諸島南方水産調査書」（南洋拓殖株式会社、1939年）、「南洋群島東部前進根拠地鮪漁業計画」（南洋拓殖株式会社、1939年）、「外南洋邦人水産業」（南洋水産協会、1941年）などの著作もある。

6 「19. 第十一生長丸外他一隻（蘭領東印度近海富美丸、「アルファ丸」、「アルフラ丸」関係ヲ含ム／分割1）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B09042228000、密漁関係雑件 第二巻（E-4-9-0-8_002）（外務省外交史料館）（第63～68画像目）には、丹下商会が外務省に提出した「南洋真珠貝採取業ノ概要」という報告書が提出されている。これによると、丹下はドボに来る前は、オーストラリアの方で真珠貝採取に従事し、その後ドボに移り住んだことが書かれている。アジア歴史資料センターから閲覧した史料については、同センターが推奨している引用例に従って引用元を表記している。詳しくは、https://www.jacar.archives.go.jp/aj/www/doc/before_browse.html（2024年1月7日閲覧）を参照のこと。同センターからの引用史料に関して、初出の場合には、11桁のレファレンス番号の他に史料名及び目録のページに記載されている門、類、項を記載している。しかし同一のレファレンス番号の史料を二回目以降引用する場合には、レファレンス番号とその後（第〇〇画像目）とだけ表記する。

の業務を南洋庁に移管することであった⁷。こうした動きのなかで、邦船真珠貝採取船の拿捕事件が発生したのであった。

2 拿捕事件の概要

(1) 生長丸事件について

1936年3月12日の朝6時半頃、第11生長丸（総トン数29.6トン）および第12生長丸（総トン数29.6トン）は、アル諸島ドボより約100カイリ南東にあるイヌ（Enu）島から、他の僚船約20隻と共にさらに南の海域への出漁準備をしていた。すると突然、ドボの蘭印政庁の監視船らしき船が小旗を振りつつ近づいてきて、邦船真珠貝採取船に停止を命じた。第11生長丸および第12生長丸は、上述した丹下福太郎所有の真珠貝採取船である。7時半頃、第11生長丸に監視船が横付けし、武装した兵士3名が乗り込んできて、拿捕する旨を告げた。その後、第12生長丸にも武装した兵士3名が許可なく乗船し、ドボまで連行することが告げられた⁸。

逮捕されたイヌ島は、外国船の出入が認められた島ではなかったが、各国の真珠貝採取船の仮泊地として言わば黙認されていた場所であった。この時も、日本人真珠貝採取船約20隻が集まっているなかで、第11生長丸および第12生長丸の2隻だけが拿捕されたのである。その理由は、3カ月前に起きた事件であった。両船は、1935（昭和10）年11月大阪を出帆し、12月6日にパラオに立ち寄り、その後ドボに向かった。その途中、ニューギニア島の西北端のある小島にて、12月12日に第11生長丸が座礁した。第11生長丸だけでは離礁できなかったために、第12生長丸が引きあげを手伝うという事件が起きていたのであった。離礁したものの、第11生長丸の船底および機関が破損したため2時間ほど投錨し、修理を行った。この際に、蘭印政庁の飛行機が3回飛来し、偵察を行っていった。修理が終わった両船は12月14日にドボに到着し、真珠貝採取の作業に従事していた。その間、特に蘭印政庁から問い合わせ等もなかったのだが、3カ月後のこの日（1936年3月12日）に拿捕されたのである。第11生長丸と第12生長丸は、飛行機の偵察により、密漁の嫌疑をかけられたのである。

両船はイヌ島からドボに廻航された。ドボにて取り調べが行われたのは3月18日から20日である。20日にはドボからアンボンに廻航することを言い渡された。3月26日にアンボンから理事官が到着し、翌27日には、両船の船長やその他の乗組員全員を連れてアンボンに向けて出港した。出港にあたり、第11生長丸と第12生長丸は、帆や機関などの重要な設備を全部外されて、蘭印政庁の船に曳航された。3月31日にアンボンに到着したが、その日の午後8時に全員釈放が言い渡されることになった。

全員釈放されることになった経緯は後述するが、両船が拿捕されたことにより、ドボにおける真珠貝採取業者および日本で設立したばかりの南洋真珠貝採取船々主協会の反発は非常に大きかった。外務省の記録にはこの時の反応について、「「ドボ」在留邦人約三百名（大部分漁夫ナリ）ハ本邦官憲ニ於テ決定ノ努力効ナキトキハ即刻國權擁護ノ爲必要ナル

7 JACAR : B09042228000（第31画像目）。

8 「19. 第十一生長丸外他一隻（蘭領東印度近海富美丸、「アルファ丸」、「アルフラ丸」関係ヲ含ム／分割3）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B09042228200、密漁鯨関係雑件 第二巻（E-4-9-0-8_002）（外務省外交史料館）（第16～17画像目）。

行動ニ移ルヘシトノ旨ノ決議ヲ爲シ内地關係各大臣ニ陳情方ヲ南洋真珠貝採取船船主協會宛電報越シタリ 本件ハ内地ニ於テ不精確ナル報道ヲ其儘新聞等ニモ掲載セラレ關係者ヲ刺戟シタルカ他方「ドボ」ニハ現在漁夫約ヲ統卒スル才能ヲ有スル者ナク數百ノ漁夫ハ徒ラニ憤慨的電報ヲ各方面ニ發シ（後略）⁹」ているような状態であったことが記録されている。

一方、拿捕事件の解決にあたった領事館側の反応は極めて冷静で、生長丸事件については、「本件ハ二隻共座礁後「ドボ」ニ入港ノ際届出テ置クヘキモノニシテ殊ニ飛行機ニ依リ現場ヲ實見セラレタルヲ知り乍ラ之ヲ爲サス其後出漁シテ更ニ「ドボ」入港ノ際ニモ手續ヲトラサリシハ手落ちニシテ領海内無許可投錨ハ法規違反ナルヲ知ラサリシニ依ルヘケンモ常識上ヨリ見ルモ著シク無頓着ナリシト云フヘシ」と冷静な評価をしている¹⁰。

（2）アルファ第2号事件について

アルファ第2号も、総トン数が20トン程度の小さな真珠貝採取船である。徳島県出身でドボ在住の湯浅儀平と、アンボン在住の北野國松の共同所有の船であった。1936年3月8日午前11時にアルファ第2号はドボを出発し、進路を南に取っていたところ、ドボ港の監視艇に遭遇した。監視船が横付けし、武装した兵士三名が乗船してきて、そのまま拿捕された。3月9日午前2時にドボ港に到着し、そのまま乗組員は抑留された。

拿捕された理由は、密漁ではなく密輸の容疑であった。2月20日、アロー島南端から更に南東に進んだところにあるカラン（Karang）島にて、強風を避けていた際に、日本船籍の第5アラフラ丸と遭遇した。燃料が不足していたアルファ第2号は、第5アラフラ丸がパラオから運んできた重油7本を譲り受けた。当初は船内に積み込むも、天候不良のために船内に積んでおくことが難しくなり、近隣の小島の水取り場に重油7本を陸揚げした。この行為が密輸と見なされたのである。アルファ第2号船長の西田作郎は、（1）日中に公然と行われたこと、（2）当時、水取り場には内外の漁船が10隻あまり碇泊していて衆人環視だったこと、（3）水取り場の監視人にも重油7本の一時的陸揚げを報告したこと、を主張して、密輸ではないと抗弁したが、それが認められることはなかった。先に紹介した第11生長丸と第12生長丸と一緒に陸揚げされて、一緒に抑留されることになった。そして、最終的には3月27日、アルファ第2号と船長の西田は、第11生長丸と第12生長丸とともに、アンボンに曳航された。

現地の領事が、蘭印政庁とどのような交渉を行ったかは後述するが、事件発生当時、領事は次のような見解と対応を行った。「「ドボ」方面ニハ日本漁船多キニ鑑ミ常ニ蘭印ノ關係法規ハ勿論彼等ノ注意スヘキ事項ヲ通達シテ面倒ナル問題ヲ惹起セサルヤウ努力シ居ル次第ナルカ新渡來者ハ十分之ヲ諒解シ居ラサル爲今回ノ如キ事件ヲ醸シタルモノト察セラルル處「アルファ」第二號ハ當該官憲ヘノ届出ヲ怠リタルタメト思料セラルルヲ以テ寛大ナル處置方希望スル旨同理事官ヘ申入レタリ¹¹」と、領事館としては軽微な手続き上のミ

9 「19. 第十一生長丸外他一隻（蘭領東印度近海富美丸、「アルファ丸」、「アラフラ丸」関係ヲ含ム／分割2）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B09042228100、密漁関係雑件 第二巻（E-4-9-0-8_002）（外務省外交史料館）（第28画像目）。

10 JACAR：B0904228100（第29画像目）。

11 同上。

スとみていたことが分かる。

（3）富美丸事件

富美丸は、東京の富士水産商会（上述した南洋真珠貝採取船々主協会の東京支部がおかれている会社である）の所有船で、総トン数は32.98トンの船である。1935年10月に横浜を出帆し、パラオを経由して11月にドボに到着している。その後、正式な手続きをした上で、ドボでの真珠貝採取を開始している。ところが1936年3月12日午前6時半頃、イヌ島碇泊中にドボ港監視船が来て、武装する兵士により拿捕された。3月13日から第11生長丸と第12生長丸、アルファ第2号とともに抑留された。

容疑は、ゴモゴモ（Gomo Gomo）港碇泊中に、蘭印から3カイリ以内の領海内において採取した貝を政庁の許可を得ずに密売したことである。外務省の史料では、この時の取り調べの様子について、概略次のようなことが述べられている。ゴモゴモ港に停泊中に採取貝の売買をしたことは事実であり、領海内にて採取貝を売買することは違法ということは知っていた。しかし、富美丸が碇泊していた場所が、領海3カイリの外にあったと勘違いしたこと、さらに買い手で地元民の言によれば、買い主はドボ在留のアメリカ人であるとのことであったので、蘭印政庁の許可が降りている売買だと思ったということであった。当時、真珠貝の値段はオーストラリア近海のものよりも蘭印のアル諸島のものの方が高いため、富美丸がこの現地人に販売した真珠貝が、オーストラリアより密輸入した真珠貝を蘭印産の真珠貝と偽って販売した嫌疑もかけられたのであった¹²。

富美丸も、第11生長丸、第12生長丸およびアルファ号第2号とともにアンボンに曳航された。現地の領事は、「〔アルファ〕第二號事件ニ對スルト同様理事官ニ對シ事情ヲ説明シ之カ寛大ナル處分ヲ希望スル旨申入レタリ本船ハ乗組員共〔アンボン〕へ廻航サレ目下同地ニ於テ取調中ナル由ナルカ追テ裁判ニ附セラルル模様ナリ。尚多井作喜悦〔船主の名前—筆者注〕ノ情報ニヨレハ富美丸ハ其ノ採取セル真珠貝ヲ土人ニ賣却シ土人ハ之ヲ米人ニ又賣リシタル處其ノ貝僅カ普通土人ノ採取スルモノト異ナル所ヨリ不審ヲ掛ケラレ本件不法取引曝露セルモノナル由ナリ¹³」と記録されている。

（4）第5アラフラ丸事件について

第5アラフラ丸は、三重県の中村藤四郎所有の68トンあまりの補助帆船であり、1936年3月18日、アル島に向けてパラオを出帆した。その途中、上述した通りにアルファ第2号に重油7本を譲渡したために、3月21日にソロン（Sorong）に抑留された。嫌疑は、関税規程及び領海及び要塞地帯条例の規定に抵触するものであり、日本人船長もそれを認めているとのことであった¹⁴。

アルファ第2号と共にアンボンに廻航され、そこで裁判にかけられることになった。この事件で、アルファ丸第2号と第5アラフラ丸がそれぞれ別な場所で逮捕されていることから、蘭印政庁がかなりの調査をおこなったうえでの逮捕だったことが分かる。

12 JACAR : B09042228200 (第39画像目)。

13 JACAR : B09042228100 (第30画像目)。

14 JACAR : B09042228100 (第30～31画像目)。

（5）神州丸の件

神州丸は、和歌山県の山見甚太郎が所有する 68 トンの運搬船である。パラオとアラフラ海の間を往来し、アラフラ海で活動する真珠貝採取船の母船として、真珠貝採取船に食料や燃料を供給すると同時に、漁獲物の運搬も行っていた。

この神州丸が蘭印政庁に検挙されたのは、1936年3月24日のことである。嫌疑については、沿岸漁業条例、真珠漁獲条例及び1935年法令第497号第6条¹⁵に違反したためとされているが、具体的にどのような違反をしたのかは定かではない。神州丸は真珠貝採取船の母船なので、自ら真珠貝を採取することはない。船主の山見甚太郎が外務省に提出した資料には、「調査セル処神州丸ハソロン官憲ニ抑留サレタル由 理由ハ領海内ニ於テ投錨シタル事及作業（積塊等）シタル嫌疑ニ依ルモノトノ事ナリドボ官憲及アンボンノ水田副領事エモ速ニ解決方電請シタ¹⁶」とあるので、うっかり要塞地帯に立ち入ってしまったというような軽微な事件だったと思われる。4月22日には、取り調べの結果釈放されている。抑留が1カ月の長期にわたったのは、違反の程度が重かったというよりも、神州丸の乗組員が反抗的な態度を取ったためである。

どのような反抗的な態度を取ったのか。外務省の記録には、神州丸の乗組員が、オランダ人の係官に言った侮辱的な言葉が記録されている。それは、「我等ノ背後ニハ強大ナ海軍カアル御前ノ國ノ和蘭ハ小サナ弱イ國テハナイカ御前等ハ強イ日本ノ我等ヲドウシテ捕ヘルノカ¹⁷」といった言葉である。また、取り調べ中も反抗的な態度をとったために、1カ月もの間、抑留されたようである。

3 蘭印政庁との交渉について

複数の拿捕事件が発生したために、スラバヤの日本領事館も対応に乗り出した。水田副領事をアンボンに派遣して、事件解決に向けての交渉に乗り出したのである。

水田は4月2日にスラバヤを出発して、4月8日にアンボンに到着している。アンボンでは拿捕された船の船主たちが水田を出迎えた。この時すでに第11生長丸と第12生長丸の事件は解決していたが、船主である丹下福太郎もアンボンにいた。第11生長丸と第12生長丸については、座礁時に修理した箇所や航海日誌があったが、取り調べをした理事官は当初は座礁した場所を再調査する必要などを訴えていて、解決には時間がかかることが見込まれていた。しかし領事館の働きかけなどが功を奏し、水田副領事が到着する以前の3月31日には両船の乗組員は解放されていた。

外務省の史料には、2隻の生長丸について、「將來蘭印法規ヲ尊重シ密漁ヲ爲ササルコト及不可抗力ニヨリ領海内投錨ノ已ムナキトキハ其旨必ス官憲ニ通知スヘキ旨ノ嚴重ナル警告附ニテ特ニ今回限り釋放スルノ用意アル旨電報越シ三月三十一日前記二隻ハ解放セラ

15 1935年法令第497号は、「領海及要塞地帯条例」である。その第6条は以下の通りである。「第六條第一項 要塞地帯内ニ於テハ漁業用船舶ニシテ該地帯内ノ漁業権アルモノヲ除キ不可抗若クハ危急又ハ航海ノ安全上必要ナル場合ニノミ船舶ノ投錨を許可ス 第二項 漁業用船舶ニシテ當該箇所ニ於テ漁業従事ノ権利ナキモノハ港湾及錨地以外ノ蘭領印度海域ニ於テ投錨スルコトヲ禁止ス、但シ前項記載事情ノ場合ハ此ノ限りニ非ス」。JACAR : B0904228100 (第44～45画像目)。

16 JACAR : B0904228000 (第61画像目)。

17 JACAR : B0904228200 (第55画像目)。

レタリ¹⁸」と記録されている。結局、嚴重注意だけで釈放され、何らの罰などを受けることはなかったのである。

4月8日、日本人関係者からの事情聴取を終えた水田は、アンボンの理事庁を訪問し、不在の理事官に代わり対応にあたった副理事官に面会を行った。副理事官からは、「マカッサル」法院ノ審理ニ委ネルヤ否ヤ未定ナルカ何レニセヨ法規ノ威信ヲ保持スル爲ノ方法ハ執ラサルヲ得サルモ問題ヲ大キク取扱フコトハ相互ニ好マシカラサルコト、思考シ居レリ」との挨拶があり、最初の面会は和やかに進んだようである。詳しい交渉は翌日行うことで話はまとまった。

翌4月9日午前、水田は再び理事庁を訪問して副理事官と担当書記官と交渉を行った。まず水田の方から、「今次事件ノ處理ニ對シ種々配慮ヲ辱ウスルハ感謝ニ堪ヘス從來我當業者ハ蘭印官憲カ常々好意ト便宜ヲ供與セラルニ對シ衷心感謝シ我領事ニ於テモ常々邦人関係者ニ蘭印法規ヲ尊重セサルヘカラサルコトヲ注意スルト共ニ及フ限り當領事情ニ通スルヤウ諸般ノ情報ヲ供給シ居タル次第ナルトコロ今回突如トシテ不快ナル事件發生ノ報ニ接シ驚ロキタル次第ナリ¹⁹」と切り出した。水田は、まずアルファ第2号と第5アラフラ丸の件は、緊急的に燃料の補給が必要だったために、重油を譲渡した旨説明したが、両船の事件についてはマカッサルの検事局がこの事件を担当していて、理事庁としては検事局からの連絡を待っているということであった（最終的にはマカッサル検事局からアンボン理事庁に事件が回送され、理事庁が処分を下した）。

次に、話題は生長丸事件に移った。水谷は、なぜ生長丸はアンボン到着と同時に釈放の判断が行われたのに、アルファ第2号と第5アラフラ丸はマカッサルの検事局に事件が送致されたのかを尋ねた。副理事は生長丸の事件に関しては、単に報告義務を怠ったものに過ぎず、ソーロン（事件が発生した場所）当局の誤解によるものであったことを認めた。次いで水田は、生長丸の拿捕が事件発生から3カ月も経った後になったことの説明を求めたが、副理事からは「外国船ヲ取調フル爲ニハ相當慎重ナル態度ヲ要シ的確ナル証拠ヲ集ムル必要ヨリ日子ヲ要シタル次第ナリ」との回答であった。水田は重ねて、飛行機が3回も飛来したのに、なぜその時にすぐに連絡をして事件解決をしなかったのかと問うと、当該飛行機は政府のものではない民間の飛行機であったとのことであった。交渉にあたった水田は、その報告書に「斯ル経緯ニテ同地ニテ幾分ニモ當局ノ事件ニ對スル見解ヲ正シ解決ヲ有利ニ導カントスルコトモ最早望薄トナリタルヲ以テ²⁰」と記載している。水田と副理事との交渉はちぐはぐなまま終了した。

その後、水田はマカッサルの検事局に向かった。4月11日にアンボンを出発し、マカッサルに着いたのは4月15日のことである。10時に法院検事局にヨクマン検事を訪問した。水田は、邦船真珠貝採取船の主張を8点にまとめた覚書を作成し、それを検事に見せて、検事の見解を明らかにした。覚書を見た検事は、「本官カ事件ニ関スル一件書類ノ送附ヲ受ケタルハ先週火曜日ニテ生憎近頃ハ祭日續キニテ未タ取調モ進捗シ居ラス從テ本事件ニ関スル何等具体的意見ハ告クル能リサルモ」と前置きをしたうえで、今回の事件のうち犯罪と認められるのはアルファ第2号と第5アラフラ丸の事件のみで、それ以外は検事局に

18 JACAR : B09042228200 (第63画像目)。

19 JACAR : B09042228200 (第42画像目)。

20 JACAR : B09042228200 (第45画像目)。

移すまでもない事件であることが告げられた。そしてそのアルファ第2号および第5アラフラ丸の事件にしても、蘭印の法律に基づいた処理を行うとすると、マカッサルではなくアンボンの理事州裁判所で判断がくだされるべきだという見通しが告げられた。結局、たらい回しにされている事態がはっきりした。

水田の交渉からは、アンボンの理事官やマカッサルの検事が、積極的に日本人水産業者の取り締まりを厳格化している様子はいかががえない。なぜ、今回のように5件も同時に拿捕事件が発生したのか。検事はこの点について、次のように述べている。「真珠貝採取船ノ蝟集スル「ドボ」港近海ニ対シテハ英国系真珠貝採取業者「セレベス、トレーディング、カンパニー」租借権ヲ有ス同港ヨリ南東部ニ位スル「イス」島附近ニハ開港場モナク外國船ノ出入ニハ夙ニ取締ヲ要スヘカリシモ主トシテ當領政府ノ経費ノ都合ヨリ地方駐在官モ派遣セラレス各國船ノ殆ント自由行使ニ委シ來リシモ最近諸種ノ事情ヨリ同地方ニ對スル取締ヲ從來ノ儘ニ放任シ難キコトヲ認メ政府ハ警備艦ヲ常駐セシムルコトト相成リタルニヨリ同地方ニ對スル取締ハ最早從來ノ如ク寛大ナルヘキヲ期待シ得サルヘシ其ノコトニ至リシ動機ノ一ニハ「セレベス、トレーディング、カムパニー」ガ是迄屢々自己ノ租借面内ニ外國船カ侵入シ損害ヲ蒙ルコト尠ナカラサル事情ヲ當領政府ニ訴ヘ取締ヲ嚴重ニセンコトヲ迫リタルコトモ挙ケ得ルカト思考ス²¹」とのことであった。また、品質の悪いオーストラリア産の真珠貝が蘭印に持ち込まれ、蘭印産の真珠貝の値が下落することが確認されたため、蘭印政府も取り締まりを強化しているとのことであった。

水田は交渉を打ち切り、4月18日午後マカッサルを出発し、20日はスラバヤに帰着した。その後、神州丸は4月20日に釈放された。水田は、「貴電〔スラバヤ領事の姉齒領事の電報のこと―筆者注〕ノ内容ヲ理事州裁判官ニ轉電セル處同裁判官ハ昨二十一日神州丸船長ヲ放免セリ下調中粗暴ナル行動及疑ハシキ告白ヲ爲シ其ノ爲非常ニ面倒トナリタルモ船長ハ謝罪シ乗組員ニモ嚴重ナル警告ヲ與ヘタリ²²」と、報告書に記録されている。神州丸の件は単なる警告で済み、船長も船員も釈放された。1カ月の長期にわたった拘束も、既に紹介したような暴言や反抗的な態度が原因だったようである。

懸案となっていた、アルファ丸第2号と第5アラフラ丸の事件、および富美丸の事件については、結局アンボンの理事州裁判所にて審理が行われた。5月2日に処分が発表されて、アルファ丸第2号と富美丸が250ギルダーの罰金、第5アラフラ丸は罰金300ギルダーの処分が出て解決した²³。

4 事件後の南洋真珠貝採取船々主協会の反応

南洋真珠貝採取船々主協会会長の丹下福太郎は、事件後の1936年6月1日に以下のような見解を領事館に対して述べている。真珠貝採取事業の船主の見解や、真珠貝採取と高瀬貝採取の違いなどが分かって興味深いため、少し長くなるが引用する。

（前略）先般の抑留事件以外には未だ會つて眞珠貝採取船が密漁の嫌疑或は現場を抑へられたる事實無之又實際問題として眞珠貝の採取船は全部領海外遙かの沖合にて採

21 JACAR : B09042228200 (第54画像目)。

22 JACAR : B09042228200 (第67画像目)。

23 JACAR : B09042228200 (第68画像目)。

取作業をなし領海内は土人の裸潜りの作業場として然々區別せられ完全なる機關具備する本邦採取船は眞珠貝が海洋至る處に生存致し居る關係上沿岸密漁の如き危険極まる犯行を取へて成すの必要を認めず何を好んで密漁の如き冒險的行爲を侵す可きか否や御賢察願はれる事と奉存候

茲數年來歐米同業者と交り正々堂々徐徐に發展の途上にある我が眞珠貝採取船を従来往々耳にする臺灣高雄を根拠地として南洋に出漁する高瀬貝の無統制なる密漁船と同一混同視せらるる彼地官憲の無理解なる言行と相成り候事と愚考仕候

御承知の通り眞珠貝採取船は蘭印政府へ正式諸手續を経て公然と作業致し居るものなれ共高瀬貝採取船は正式手續を缺き密漁が主體の機關及び居り候

斯の如き無統制なる密漁船と同一視したる結果が先般の密漁嫌疑となりたる様にも考へられ候間政府當局に於かれても臺灣シンガポール邊より出漁する採取船に就て一應御調査賜り度、本會員の眞珠貝採取事業が永久的國家産業として南洋の經濟戰に漸く一步を印し、之がご指導を願ふこと切なる今日、南洋に於ける密漁嫌疑の禍根を除去するは本會員一同の最も熱望する所に御座候 [太字は原文のまま] ²⁴

この丹下の見解から、以下の点が明らかになる。第一に、1936年は眞珠貝採取船の拿捕事件が相次いで発生したが、これまでこうした拿捕事件が起きたことはなかったこと。第二に、日本の眞珠貝採取船は蘭印の手續きに則って行っていたこと。第三に、蘭印の法律に基づき、日本の眞珠貝採取船は蘭印の領海外で事業を行っていたこと。第四に、高瀬貝採取を生業とする業者は台湾やシンガポールに拠点を置き、蘭印の領海でも密漁を行っていたことである。ちなみに高瀬貝採取船の大鵬丸は、1936年8月頃、マカッサル近海での密漁の嫌疑をかけられ蘭印政庁によって拿捕されかけるが、乗組員の沖縄出身の漁師3人は逆に警官と役人の隙をうかがって武器を強奪し、警官等を縛り上げて浅瀬に投げ込んで逃走を図るという事件を起こしている²⁵。こうした事件からも、高瀬貝採取船は荒稼ぎする者達が多かったことが推測できる。

おわりに

本論文では、1936年に立て続けに発生した5件の邦船眞珠貝採取船の拿捕事件について取り上げた。この拿捕事件は、以下の点でそれまでになかった要素を含んでいた。

第一に、これまで拿捕されたことがなかった眞珠貝採取船の拿捕事件だったことである。それまでも日本人水産業者の拿捕事件はあったが、シンガポールなどに拠点を置く鮮魚供給型の漁業者が対象となったものであった。それだけに眞珠貝採取船の事業者らには衝撃が走り、現地滞在の日本人社会の中には蘭印政庁に対する反発が強まった。

第二に、今回の事件が発生した場所が、それまでほとんど監視が行われていなかった、ドボ近海やニューギニア島北西部での拿捕事件であったということである。蘭印には沿岸漁業条例などがあるが、ドボやニューギニア島北西部などの遠隔地では、ほとんど取り締まりがされて来なかったことが、水田副領事とマカッサル検事局の検事との交渉から明ら

24 JACAR : B09042228200 (第77～78画像目)。

25 大鵬丸の事件については、拙稿、前掲「戦前期蘭印における邦船銃撃事件について」、29～30ページを参照のこと。

かになった。1936年前後から遠隔地での取り締まりも厳しくなったが、これはドボヤニューギニア島北西部で事業を行っていた、セレバストレディングカンパニーの要請であることも判明した。同会社が、自社の利益を擁護するために、蘭印政庁に取り締まり強化を依頼した結果が、遠隔地における警備艦の常駐に繋がっていった。それに伴い、それまで黙認されていた作業なども、取り締まりの対象となっていくことを紹介した。

第三に、蘭印政庁の対応についてである。水田副領事とアンボンの副理事、およびマカッサルの検事局検事との交渉から明らかになるのは、邦船真珠貝採取業者の取り締まりにそれほど力を入れていなかったことである。アンボンの副理事とマカッサルの検事局検事の間で、事件の所管についても意見の相違があったことに象徴されるように、これまでこのような事件があまり発生していなかったことが推察できる。さらに、特定の部署が日本人真珠貝採取業者に対して、特別の圧力を掛けていたような様子も読み取ることができなかった。

第四に、日本人真珠貝採取業者の事業についてである。ドボヤニューギニア島西北部では、それまで蘭印政庁の取り締まりが緩やかだったために、他の地域の日本人漁業者であれば実施していたであろう、関係機関への報告や届出をしていなかった。そのために、今回の拿捕事件が発生した可能性が高い。

本論文で取り上げた事件が発生した翌年の1937年に、日本人漁業者に始めて死傷者がでる拿捕事件（第7徳栄丸事件と泰進丸事件）が発生する。なぜそこまで取り締まりが厳格化したのか、1936年の事件との連続性については、今後の課題としたい。

付記：本論文は、科研費基盤研究(C)「戦前期日本人水産業者の外南洋進出と南進論（課題番号：20K00994）」の研究成果の一部である。

